

軽自動車税の年税額について

1. 原付や 125 cc以上のバイク、小型特殊自動車

車 種		年 税 額
原動機付自転車	50 cc以下	2,000 円
	50 ccを超え 90 cc以下	2,000 円
	90 ccを超え 125 cc以下	2,400 円
	50 cc以下ミニカー	3,700 円
軽自動車二輪(125 ccを超え 250 cc以下)		3,600 円
二輪の小型自動車(250 ccを超えるもの)		6,000 円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400 円
	その他のもの	5,900 円

2. 四輪以上及び三輪の軽自動車

四輪以上及び三輪の軽自動車については、条件によって新税率が適用されます。なお、条件については「最初の新規検査」の年月で判定します。

また、グリーン化をすすめる観点から、最初の新規検査(車検証の「初度検査年月」)から 13 年を経過した車両については、新税率の約 20%の重課となります。

ただし、平成 29 年4月から平成 31 年3月に新規取得した三輪及び四輪の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、グリーン化特例(軽課)が適用されます。

車 種				年 税 額		
				(1) 現行税率	(2) 新税率	(3) 重課税率
軽自動車	四輪以上 (660 cc 以下)	乗用	自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
			営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
	貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	
	三輪(660 cc以下)		3,100 円	3,900 円	4,600 円	

(1) 現行税率

平成 27 年3月 31 日までに最初の新規検査を受けた車両。

(2) 新税率

平成 27 年4月 1 日以後に最初の新規検査を受けた車両。

(3) 重課税率

最初の新規検査から 13 年を経過した車両。(動力源又は内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電気併用の軽自動車並びに被けん引車を除きます。)

裏面もご覧ください →

(4) 軽課税率(グリーン化特例)

平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日の期間内に初めて車両番号の指定を受けた三輪及び四輪の軽自動車で、次の基準を満たす車両について、当該年度の翌年度分について、グリーン化特例(軽課)を適用します。

車 種				年 税 額		
				(4) 軽課税率(グリーン化特例)		
				(ア) 新税率の概ね 75%軽減	(イ) 新税率の概ね 50%軽減	(ウ) 新税率の概ね 25%軽減
軽自動車	四輪以上 (660 cc 以下)	乗用	自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
			営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		貨物	自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円
			営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円
	三輪(660 cc以下)			1,000 円	2,000 円	3,000 円

(ア) 新税率の概ね 75%軽減

電気自動車・燃料電池自動車・天然ガス自動車(平成 21 年排ガス規制 NOx10%以上低減又は平成 30 年排ガス規制適合)

(イ) 新税率の概ね 50%軽減

乗用: ガソリン車(ハイブリット車含む)で平成 17 年排ガス規制 75%低減又は平成 30 年排ガス規制 50%低減かつ平成 32 年度燃料基準+30%達成車

貨物: ガソリン車(ハイブリット車含む)で平成 17 年排ガス規制 75%低減又は平成 30 年排ガス規制 50%低減かつ平成 27 年度燃料基準+35%達成車

(ウ) 新税率の概ね 25%軽減

乗用: ガソリン車(ハイブリット車含む)で平成 17 年排ガス規制 75%低減又は平成 30 年排ガス規制 50%低減かつ平成 32 年度燃料基準+10%達成車

貨物: ガソリン車(ハイブリット車含む)で平成 17 年排ガス規制 75%低減又は平成 30 年排ガス規制 50%低減かつ平成 27 年度燃料基準+15%達成車

※各燃料基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

お問合せ
多良木町役場 税務課住民税係
0966-42-1254(直通)